

選挙の投票立会人を募集します

選挙の投票に立ち会ってみませんか

三春町選挙管理委員会では、選挙に対する関心を高めるとともに、親しみのある投票所をめざして、各選挙の投票立会人を募集します。

投票立会人は、投票所や期日前投票所で投票事務が公正に行われるよう立ち会っていただく方のことで、選挙権のある方で三春町の選挙人名簿に登録されており、一定の要件に合った方であれば、年齢・性別・職業などに関係なく、どなたでも努めることができます。

特に、若い方の選挙に対する関心を高め、若年層の投票率向上を図ることから、20代・30代の方の積極的な参加をお待ちしています。

▼選挙立会人の役割ってなに？

投票事務が公正に行われるよう立ち会うとともに、投票管理者から意見を求められたときは意見を述べます。主な仕事の内容は次のとおりです。

▽仕事の内容

- ・投票所の開閉に立ち会うこと。
- ・投票箱に何も入っていないことの確認に立ち会うこと。
- ・有権者に対する投票用紙の交付に立ち会うこと。
- ・投票箱の閉鎖に立ち会うこと。
- ・投票録へ（自筆にて）署名すること。
- ・その他、投票手続きの全般に立ち会うこと。

▼応募期限

3月31日（木）まで（当日消印有効）

▼応募方法

「投票立会人申込書」に必要な事項を記入し、三春町選挙管理委員会事務局（役場2階総務課内）にご持参いただくか、郵送でご提出ください。

申込書は、三春町役場2階総務課および役場1階窓口へ備え付けてありますが、三春町選挙管理委員会事務局（総務課内）にお問い合わせいただけます。申込書を郵送させていただきます。

また、町ホームページからもダウンロードすることができます。

▼応募資格

町内在住で20歳以上の選挙権のある方

▼募集区分

▽期日前投票所 投票立会人

三春町の選挙人名簿に登録されており、期日前投票開設の期間（公示日等の翌日から投票日の前日までの期間で月・金曜日を含む）の期日前投票所において、投票に立ち会うことが可能な方。

▽投票日投票所 投票立会人

各投票区の選挙人名簿に登録されており、選挙当日の投票所において、投票に立ち会うことが可能な方。

▼立会時間

▽期日前投票所

・三春町役場

午前8時30分から午後8時まで

・岩江センター

午前8時30分から午後5時まで

▽各投票所

午前7時から午後8時

※立会時間中は、外出などにより投票所を離れることはできません。

▼立ち会いを行う投票所の場所

▽期日前投票の場合

三春町役場または岩江センターの期日前投票所となります。

▽投票日当日の場合

応募者が選挙人名簿に登録されている投票区の投票所

▼投票立会人の手当（手当は源泉徴収を行います）

▽期日前投票所の投票立会人
1日につき 9,500円

▽投票所の投票立会人（投票日当日）
1日につき 10,700円

▼選任までの流れ

- ① 応募された方を三春町選挙管理委員会にて審査を行い、「投票立会人登録者台帳」に登録します。（辞退の申出がない限り、登録は平成29年3月31日まで継続します。）
- ② 応募された方の中から、平成28年度に執行される選挙ごとに登録者の中から三春町選挙管理委員会が選任します。（応募者多数の場合などは調整します。）

▼申込・問

三春町選挙管理委員会事務局
（総務課内）
☎ 62・2111

三春町ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）でふるさと三春を応援してください

三春町は、美しく豊かな自然の恵みと、歴史、伝統、文化を地域の財産として永く継承し、三春らしさを大切にしながら、町民の生活を考えたまちづくりを進めてきました。

今後もこれまでのまちづくりを受け継ぎ、そして発展させ、地域の均衡がとれたしっかりとした自主・自立のまちづくりを進めて参ります。

町外にお住まいの皆様で、「みはる」が持つ魅力と取り組んでいる施策にご賛同いただける方に、「ふるさと納税」（寄附）という形で、三春町の応援をお願いいたします。

皆様のご支援、ご協力をよろしくお願いたします。（ふるさと納税にご協力いただいた方には、三春町産の白米や野菜、民芸品などの御礼品を送付しています。）なお、ふるさと納税の詳細については、町ホームページに掲載しています。

○三春町ホームページ <http://www.town.miharu.fukushima.jp/>
トップページ↓右側バナー「ふるさと応援寄附金」

◆ふるさと納税のお礼品



▼問

総務課庶務グループ
☎ 62・2111